

第四十三回国会
衆議院

石炭対策特別委員會議録 第十四号

(四一五)

昭和三十三年五月十六日(木曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 上林山榮吉君

理事岡本 茂君 理事神田 博君

理事始関 伊平君 理事多賀谷貞稔君

理事中村 重光君

有馬 英治君 木村 守江君

齋藤 邦吉君 澁谷 直藏君

中村 幸八君 井手 以誠君

滝井 義高君 松井 政吉君

出席國務大臣 福田 一君

出席産業大臣 福田 一君

出席府政委員

厚生技官 五十嵐義明君

(環境衛生局長) 五十嵐義明君

通商産業事務官 中野 正一君

(石炭局長) 中野 正一君

委員外の出席者

大蔵事務官 田代 一正君

(主計官) 田代 一正君

文部事務官 岩田 俊一君

(管理教育局長) 岩田 俊一君

農林事務官 大河原太一郎君

(農地局管理部長) 大河原太一郎君

農地課長 大河原太一郎君

通商産業事務官 矢野俊比古君

(石炭局長) 矢野俊比古君

自治事務官 茨木 広君

(財政局財政官) 茨木 広君

五月十五日

委員伊藤卯四郎君辭任につき、その補欠として稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

五月十四日

炭鉱労働者の雇用安定等に関する請願外二件(赤松勇君紹介)(第三八九三号)

同(太田一夫君紹介)(第三八九四号)

同外二件(角屋堅次郎君紹介)(第三九一九号)

は本委員会に付託された。

五月十四日

産炭地振興対策に関する陳情書(長崎市新町四番地長崎県村議會議長

会長別当勝三)(第六〇一号)

同(福岡市薬院堀端七丁目百二十三番地福岡県村議會議長会長野見山

麻邦)(第六六〇号)

同(福岡市薬院堀端七丁目百二十三番地福岡県村議會議長会長野見山

麻邦)(第六六〇号)

同(砂川市議會議長石坂幸次)(第七五四号)

産炭地域に対する政府関係機関設置に関する陳情書(福岡県議會議長野見山清造)(第六六二号)

空知鉱業所神威礦の存続に関する陳情書(歌志内市議會議長染谷政志)(第六六三号)

炭鉱の休閉山に伴う炭鉱関連中小商工業者の金融措置に関する陳情書(長崎県議會議長田浦直蔵)(第七五五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案

(内閣提出第九四号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

○上林山委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案及び臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案を議題として、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。井手以誠君。

○井手委員 鉱害復旧の関係二法案について若干質問をいたします。

石炭鉱業合理化の進行に伴いまして、鉱害処理が大きな社会問題になっておることは御承知のとおりであります。提案されました二つの法案は、確かに従来の鉱害復旧のためえからいたしますと、一歩前進であることは私も認めるのであります。鉱害の実態並びに原因を考えますと、なお十分な点があるように考えられますので、数点にわたって伺いをいたします。

○井手委員 根本対策をお伺いする前に、石炭局長または鉱害課長にお伺いいたしますが、最近の調査による現在の未復旧の鉱害量はどのくらいであるか、また今後どのくらい発生する見込みであるか、数字をお示しいただきたいと思ひます。

○矢野説明員 鉱害量の調査につきましては、昭和三十六年度に政府といたしましての調査をしたのが最近のもの

であります。これによりまして、当時のいわゆる既発生鉱害量といたしまして二百六十三億、それから将来発生鉱害量は二百九十九億という数字が上

がっております。これが政府が調査をいたしました一番新しい確定量ということでございます。

○井手委員 最近における炭鉱の支払った年々賠償の金額はどのくらいですか。

○矢野説明員 現在企業の賠償費はト

ン当たり大体八十五円という数字が出ております。この中の毎年賠償費は平均でどの程度であるかということでございます。大体そのうち四分の一が毎年賠償、それ以外が一時賠償、三対一の割合というのが出ておりますが、年々賠償だけを切り離してトン当たりの賠償費を出してございせんものですか、その点大体そういう概数的にお答えをさせていただきます。

○井手委員 今回の石炭鉱業整備に

よって千二百万トンの終閉山が予想されておりますが、その千二百万トンの終閉山による鉱害の、いわゆる現金で賠償しなくてはならぬ金額と復旧工事による工事費は、大体どのくらいの見込みでありますか。それは従来毎年復旧をやっております。そのほか今後は集中的に処理しなくてはならぬ問題でございますが、千二百万トンの終閉山による鉱害の処理額はどのくらいになっておりますか。

○矢野説明員 これから千二百万ト

の終山をいたしますことに伴つての鉱害の処理全量につきましては、まだ私どもとして確定をした調査をしておりませんが、ちょうど石炭鉱業審議会の答申が出される間におきまして、企業のヒヤリングをいたしまして、その際に出された数字が、既発生及び将来発生で、これは四十一年をさらに過ぎて各山が一応やめていく、この山の見通しもいろいろ合理化計画の変更によって変わつてまいらぬと思ひますが、当時の一応の想定から申し上げますと、先ほど申し上げましたように、大体五百十億というような数字を出しております。ただこれはあくまでも企業から出されたのを積み上げて、さらに中小鉱業につきましてはいろいろな推定をいたしますために、この点はあくまでも見込み数字であるということとを御了承いただきたいと考えております。

○井手委員 重ねてお伺いしますが、千二百万トンの終閉山による鉱害の処理総額が五百十億円というわけですか。

○矢野説明員 いま申し上げましたように、企業のヒヤリングをした結果の集計がそういう数字が出ておるといふことでございます。なおこれにつきましては、今後私どもとしても十分、政府の立場からする鉱害調査を進めていかなければならぬと考えております。

○井手委員 将来のことについては的確なことはよろしうございます。大

体の推定でけっこうです。その五百十億の中に現金賠償によらねばならぬもの、あるいは鉱害復旧によるものがどのくらいの割合になっておりますか。現金で、たとえば減収補償であるとか、暫定補償であるとかいうものに充てるために現金でどうしても支払わなくてはならぬもの、それから農地などの鉱害復旧によらねばならぬものが大体どのくらいの割合であるか。概数でけっこうです。

○矢野調査員 いま申し上げました大体五百十億というベースにおきましては、八〇％くらいを企業としては臨時復旧を期待しております。残りの部分は自己復旧あるいは打ち切り賠償、金銭賠償ということで考えられたらよろしいと思います。

○井手委員 四百十億が臨時法によらねばならぬという数字が出て参りましたが、四百十億の場合に、これは公共施設あるいは農地などによって違いますが、おおよそ四百十億の臨時法による復旧の場合に、国の負担はどのくらい見込まれますか。

○矢野説明員 これはいままでの平均ベースで大体国と企業の負担が半々ということになりまして、五〇％が国、それ以外が企業及び公共団体ということになります。要するに鉱業権者負担分がその半分ということに見ていただければよろしいのではないかと思います。

○井手委員 もう少し数字を承っておきましょう。石炭局長、記憶しておいていただきたいのは、臨時法による復旧が四百十億円、その半分が国あるいは県、水道などは市町村が負担しなければならぬということでありまして、膨

大な金額になることをまず御記憶をしておいてもらいたいと思います。次に、その五百十億円を予想されるもの、これは従来ずっとやりました復旧事業には、若干関連はありますが、これが全部含まれるものであるとは考えられません。そこでこの五百十億円の復旧の場合に、無資力の割合はどのくらいであるか、有資力の割合はどのくらいであるか、これをまずお聞かせいただきたい。

○矢野説明員 無資力鉱害の範囲につきましては、従来、昭和二十七年から臨時復旧をいたしまして、平均が大体八〇％くらいでございますが、最近は大体一二％をちょっとやっております。したがって私どもとしては、今年度の予算におきましては無資力鉱害の増加、いわゆる合理化計画の推進によりまして大体全体の事業量の一五％くらいを想定をして予算を組んだのであります。この点は、この計画は見通しの形で立てましたので、今後はその点をもう少し逐次固めまして、その全体の事業量の中のパーセンテージが把握できると思ひますが、傾向といたしまして、これから四十二年くらいまで相当に閉山が進むということを考えますと、どうしても無資力鉱害の比率がこれより高くなるであろうというふうに見ております。

○井手委員 三十八年度の閉山計画などを見てまいりまして、無資力はもっとふえると覚悟しなければならぬというふうな思ひます。

そこで次にお伺いしたいのは、将来は二〇％を見込まれるこの無資力の場合には、農地及び農業用施設それから上水道、道路、河川等、全部は要りま

せん、この程度でけっこうですが、どういうふうな負担割合になるのか。これはどの石炭対策でございませうから、国の負担はほとんどふえるだろうと私は期待をいたしておりますが、通常の場合の国の負担はどのくらい、無資力の場合にはどのくらい、これを数字でお示しをいただきたい。

○矢野説明員 具体的な額ではなく、現行の率について御説明いたします。いわゆる有資力の場合でございまして、農地及び農業用施設につきましては、国が五三・九五％、都道府県が一・〇五％、それから賠償義務者、つまり鉱業権者でございまして、三五％ということになっております。これが無資力だいたしまして、鉱業権者が賠償義務者でなくなりましたので、国が八三％、都道府県が一七％ということになります。それから公共施設につきましては、上水道につきましては、有資力の場合には国が二五％、鉱業権者が七五％、これが無資力になりますと、国が六二・五％、地方公共団体が、これは市町村と見ていいかと思ひますが、これが三七・五％ということになります。下水道路につきましては、有資力の場合には国が三分の一、鉱業権者が三分の二、無資力になりますと、国が三分の二、いわゆる市町村が三分の一。それから一般のそれ以外の公共施設、これは学校とか河川とか道路ということでございますが、有資力の場合には国が四〇％、鉱業権者が六〇％、これが無資力になりますと、国が七〇％で、関係の公共団体が三〇％ということになります。それから家屋でございまして、これは地盤復旧に伴ひましての家屋復旧ということでございますが、有資力

の場合には国が四〇％、都道府県が一〇％、鉱業権者が五〇％。これが無資力になりますと、国が六五％、都道府県が三五％ということになっております。

○井手委員 いまお聞きいたしますと、今度の石炭合理化によつて無資力による鉱害復旧を行なう場合には、もちろん国の負担もふえますが、市町村の負担がかなりふえるようになっております。かつての予算委員会のことは繰り返しません、石炭調査団の答申なり石炭対策大綱によりまして、民生の安定上の配慮から無資力鉱害に対する措置を充実するとののであります。一体どこに充実されたんですか。

有資力の場合よりも地方公共団体の負担が重くなるということは、充実されたのではなく、むしろ後退したと言わねばなりません、石炭局長、どこに充実されておりますか。

○中野政府委員 いま井手先生から御指摘の無資力鉱害対策につきまして、今後この問題が相当増加するということも当然予想されるわけであります。有資調査団の当時からこの点は問題になっておりました。いま御指摘のように、調査団の報告にもそういう点が指摘されているわけであります。その当時いろいろ考えまして、現在までにわれわれが対策をすてに調査団の報告に基づきまして決定いたしておる問題について、まず御答弁申し上げたいと考えています。

まず、暫定補償費、いわゆる暫定補償というものは、無資力になりますと鉱業権者が支払い能力がないわけでありまして、この点につきましてはいままで措置がなくて、非常に問題

になっておたわけであります。その点を救済するために、すなわち被害者の救済措置の充実という観点から、たとえば農地復旧に際して賠償義務者が無資力である場合に問題があらまする暫定補償費及びかんがい排水施設等の維持管理費等が、これも無資力になりますと金が出ないわけでありまして、これを国でめんどうを見よう、実際にこれは鉱害復旧事業団が国から補助をもらつて、いま言った無資力の場合の暫定補償費及びかんがい排水施設の維持管理費というものを支払うことになるわけでありますから、そのためには、鉱害復旧事業団に対して国から補助するというところで、国の補助率を引き上げることについて、国にしております。特にいま申し上げた点につきましては、国の補助をふやしてもそれだけでは実施ができませんので、今度の、いま御審議を願つております臨時石炭鉱害復旧法の一部改正によりまして、この法律改正をいたしませんという、予算はもうすてに通過しておりますが、金が出ないというふうなことになるので、いま法律改正を御審議願つておるわけであります。

次に、無資力認定の手續の敏速化、これも非常に問題になりまして、この点につきましては十分なる事前調査を行ないまして、無資力認定の可否を迅速に決定をする、同時に、復旧工事の決定につきましても、無資力認定を優先的に取り上げる、こういうようなことを検討いたしておるわけであります。なお、これだけでは十分ではないかという御議論なり要望もあらますので、そういう点については今後さら

になつておたわけであります。その点を救済するために、すなわち被害者の救済措置の充実という観点から、たとえば農地復旧に際して賠償義務者が無資力である場合に問題があらまする暫定補償費及びかんがい排水施設等の維持管理費等が、これも無資力になりますと金が出ないわけでありまして、これを国でめんどうを見よう、実際にこれは鉱害復旧事業団が国から補助をもらつて、いま言った無資力の場合の暫定補償費及びかんがい排水施設の維持管理費というものを支払うことになるわけでありますから、そのためには、鉱害復旧事業団に対して国から補助するというところで、国の補助率を引き上げることについて、国にしております。特にいま申し上げた点につきましては、国の補助をふやしてもそれだけでは実施ができませんので、今度の、いま御審議を願つております臨時石炭鉱害復旧法の一部改正によりまして、この法律改正をいたしませんという、予算はもうすてに通過しておりますが、金が出ないというふうなことになるので、いま法律改正を御審議願つておるわけであります。

に研究を続けていきたいと思ひます。

○井手委員 大臣、お見えになりまし
たからお聞きをいたしたいと思ひま
す。

石炭調査団答申並びに政府の石炭対
策大綱によりますと、無資力鉱害の対
策を充実するというのが政府の声明な
んでございませう。いま当局から、あなた
の方の係官からお伺ひいたしますと、
大体今後二〇%以上予想される無資力
鉱害の鉱害復旧にあつては、地方公
共団体の負担が有資力の場合よりもふ
えるのであります。私はこの前の予算
委員会の問題を繰り返そうとは考へて
おりませんが、これでは充実にしたと
言えないのです。いま石炭局長はいろ
いろなことをおっしゃいました。それ
はこの間提案の説明にもお伺ひしてお
るのであります。また国会は開会中
でございまして、今からでも政府提案
は河川法をはじめ幾多出る見込みであ
りますから、提案がでないことはご
ざいませぬ。

そこで、それじゃその問題はあと回
しにしてお伺ひしますが、大臣でも局
長でもけっこうですが、一体それでは
鉱害はだれが責任を持たねばなりませ
んか。一体加害者はだれですか。鉱害
を与えた加害者はだれですか。

○中野政府委員 鉱害の場合の加害者
は、いわゆる賠償義務者であります炭
鉱あるいは鉱業権者であります。

○井手委員 県や市町村というのは、
炭鉱の事業についてはほとんどつんば
さじきですね。ほとんど関係はないの
ですよ。施業案は見せませんよ。何も
見せませんよ。それでどうして地方
が、県なり市町村が負担をしなくちゃ
ならぬのですか。国の最高政策によつ

て合理化が行なわれる、加害者は炭鉱
である、合理化を推進するのは政府で
ある、そして鉱害が一ぺんに出てき
た、その処理を県なり市町村が負担し
なくてはならぬという理由がどこに起
こりますか。たとえば農地の復旧は、
普通の場合は一七%であるのに、無資
力の場合は一七%に引き上げられる、
どこにそれほど負担しなくちゃならぬ
理由がございませうか、これは大臣にお
伺ひします。

○福田国務大臣 鉱害復旧の場合に、
いままでの率よりは公共団体がよけい
負担しなければならぬといふやないかと
いう御質問かと思ひますが、これは
私は鉱害の問題といひますが、これは
国全体としての石炭政策を処理してい
かなければならぬのでありますが、国が処
理をしていくような場合に、やはり地
方公共団体の協力をしながらやってい
くというのが、これは石炭の問題だけ
ではなくて、すべての行政に通ずる姿
でなければならぬといふ私は存じておる
わけでございませう。そういう意味から
いひますと、この際幾分の負担がふえ
ることにはなりますけれども、しかし
これを放置しておいた場合の地方公共
団体がこうむる被害というやうな面を
考へてみますと、やはり放置しない
で国がこれだけのことをやしていくこと
によつて、地方公共団体にいささかの
負担が増したからといつて、大きな目
ではやはり地方公共団体もプラスを受
ける、こういう観点があるかと思ひ
ます。しかしあなたのおつ
しやる気持もよくわかりますから、ひ
とつ研究をさしていただきたいと思ひ
ます。

○井手委員 大臣、しりぬぐいの協力
はごめんですよ。いかに県なり市町村
が鉱害問題で炭鉱なりあるいは通産当
局に当たつても、全然あなたに内容を
知らしてくれぬやないですか。どこ
を掘つておられますかと聞いても、それ
は秘密ですから教へられせんといふ
じゃございませうか。そしてあと始末
だけ協力をお願いするのは、それは筋
違いでしょう。おっしゃることはよく
わかりますが、ただ国の財政の都合も
ございませう、現在のところこの辺
でござんせんを願つておこうというの
が、通産大臣の答えじやないですか
ね。そんな、協力を願うのはあたりま
えですよといふのは、それはちよつと
おかしいですよ。だから、こんなもの
はけしからぬから撤回して出し直せ、
そんなことを私は言ひませんよ。話は
わかつて過ぎているのです。私がほし
いのは、これでは十分ですからさら
に研究いたします、次の機会にはどう
しますという、あなたがよく言われる
前向きな答弁が私はほしいのです。大
臣またどこまでもいかかつておるよ
うで、どうも私も落ちついて質問で
きませんが、どうなりますか。

○上林山委員 参議院の採決で十分
ぐらいいだそうですから……。

○井手委員 そこで、この問題でさら
にお伺ひいたしますが、調査団の有沢
団長は何回となく私も国民に對し
て、この合理化の進行に伴う鉱害その
他については、地元には絶対迷惑はお
かけたいと思はれませんかといつて大みえを
切つておられます。もし必要であるな
ら、私はここにも新聞をたくさん持
つてきております、説明書も持つてき
ておりますから、お見せしてもけつこ
うです。地元には迷惑をかけないと言つて

おりながら、負担が重くなるというこ
とはよくないやございませうか。あ
なたはお出かけになるでしようから、
あとでまたお伺ひしますが、この点だ
け一つ答弁してもらひたい。地元には迷
惑、負担をよけいかけないといふのが
たてまえでなくちやならぬはずで
す。本来ならば国家的、社会的な立場か
ら、もっと抜本的な鉱害復旧の特別立
法でもしなくちやならぬのがほんとう
だと私は思ふのです。県や市町村に負
担をかけさせるやうな、この合理化の
進行に伴う鉱害の処理を行なうべきで
はございませぬ。ただ、一挙にこれを
抜本的な改正ができないといふ事情も
私はわからぬでございませぬが、し
かし通産当局としては、炭を掘らせる
ときには通産局の独断でやつてきた。
この炭鉱のあと始末をやるのにもつと
私は前向きの姿勢が必要であると思
ひますが、大臣は今後この鉱害復旧に
ついてもつと、あなたがよく言われる前
向きの姿勢で改正を御研究なさる御用
意があるかどうか。これではきわめて
不十分ですよ。あなたにもわかつてお
るはずですよ。鉱害に何で県が負担し
なくちやならぬのか、市町村が何で負
担しなくちやならぬのか。そういうもの
をなくする方向に向かつて研究を進
めることが、通産当局の当然の責務で
あると私は考へますが、大臣の見解を
承つておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 調査団の有沢さんが
どういふ御発言をしたかといふこと
は、つまびらかにしておりません
が、こういうやうな対策をやる場合
に、地方公共団体にあまり影響のない
ようにしてやれば、それが一番いい
方法だと私は思ひます。しかしなが

ら、いわゆる合理化をしたために無資
力者がふえるといふわけではないの
で、まあそういう意味からいふと、大
きな意味で、いわゆる石炭対策として
鉱害対策といふものをもつと十分に考
えなければいけないのじやないか、こ
ういふお話であれば、確かに私はその
とおりだと考へるのであります。した
がつて、そういう意味でこれをどうい
うふうにして処理していくか。大体鉱
害対策問題といふのは、私がさうい
うことを申し上げては失礼ですが、こ
こにおいでになる神田さんなんかと一
緒に商工委員をしておつたときにあの法
律をつくつたのでありまして、その当
時立法に關係したことがあるので、鉱
害の重要性については十分認識してお
るつもりであります。したがつて、鉱
害問題をこの際考へなければいかぬと
いふことでございませう、よくわか
るのでございませうが、いまこの段階に
おいて、いわゆるスクラップ・アン
ド・ビルドをした段階において、無資力
の者の鉱害については、ある程度地方
公共団体にめんどろを見てもらうとい
うことは、私はその点は井手さんのお
考へとあるいはちよつと食い違ふかも
しれないのです。しかし、いすれにし
ても、地方公共団体は、自分の管内に
おける住民、これは法人といふ個人ど
いつても、やはりみな住民でありま
す、その住民がやつた行動について全
然関与しないといふか、あとぬぐいに
關係しないといふんだという理屈には
ならない。それは全部国でやらなけれ
ばならない、全部国で見るといふ筋
は、ほかのものとの比較、均衡その他
の面を考へると、必ずしも私は當ては
まらないのじやないか、こういう感じ

がいたします。しかし、あなたが言うておられるお気持はよくわかりますから、ひとつ先ほど申し上げたように研究をしたいと思ひます。

○井手委員 あともお尋ねしますけれども、あなたの、しかしながらということばが氣に食わぬのですよ。あなたは神田さんあたりと一緒にこの法律をつくったからよく認識しておるとおっしゃいますが、一向よくわかつておらぬですね。一体害を加えた加害者が被害の補償をするのがたてまえじゃございませんか。これはいかなる場合でも、被害を与えたものが補償するのがあたりまえじゃございませんか。

それでは大臣所用でございますから、あらためてお伺いするといたしまして、この機会に私は当面の緊急な問題についてひとつお伺いをしておきたいと思ひます。

厚生省、文部省、特に文部省お見えになっておりますか。

○上林山委員長 岩田助成課長が見えております。

○井手委員 お尋ねしたいのは、佐賀県の杵島炭鉱の鉱害でありまして、軟弱な表土層の杵島炭鉱の鉱害地帯の中心にある江北中学校が、最近の豪雨のために湖の中に校舎だけが浮かんでおるような状態で、ずっと休校が続いております。この問題は表面化したしましてからすでに半年になっておりますが、なお解決に至っておりませんことは、地方にとつて、また教育上上げるがせにできない問題であると考えます。大体校舎は一メートル三〇沈下しております、その校舎の下を杵島炭鉱の坑道が今盛んに掘進をいたしておるのであります。そこで地元では、たとえ

復旧しても周囲の復旧が進みませんと雖小島のような状態になって、今後一年半、二年にわたって臨時休校が断続的に起こるということから、移転復旧を望んでおりますが、炭鉱との話し合いが進みませんので今日まで解決を見ていないのでありまして、これは事教育に関する問題でもございまして、民生の安定からも早急に解決を願わねばならぬと考えます。

そこで伺いたいいたします。この問題について通産省と文部省は何回も現地に調査を行われたようであります。主管の文部省は、移転が必要であるが、現地で差しつかえないのか、教育上の立場からいずれの方針をもつて進まれる予定であるのか、お伺いいたします。

○岩田説明員 教育的な観点から考えまして、移転改築のほうがよりベターである、かように考えております。

○井手委員 私も地元でよく承知をいたしておりますが、あの一帯は五十ミリの雨が降れば湖のようになります。あの長崎本線と佐世保線との分岐点周辺では一メートル五十沈下いたしておりまして、湖のようになるのであります。したがって、これは早急に解決しなければならぬ問題であります。それはど大事な移転改築をしなければならぬ中学校の校舎問題が、なぜ今日まで話し合いが延びておるのか。炭鉱がどう言っておるのか、どういふ事情で延びておるのか。もちろんそこには工事費の問題があると思ひますが、その点について概略のいきさつをお示しいただきたいと思ひます。

○岩田説明員 これは文部省のほうといたしましては、鉱害復旧事業団のほうから復旧計画が出てまいりまして、その認可がありましてから処置する手はずになっておるわけでありまして、現地における当事者間の話し合いにつきましては、つまびらかにいたしておりませんが、おそらく次の三点にあるのじゃないかと考えます。まず、現地会社側のほうは現地復旧を言っておられる。それに対して設置者の側といたしましては、移転改築を望んでおられる。それから第二点は、金額の点におきましてや大きな開きが両者の間にあるということ。それから施行をいたします時期におきまして、会社側といたしましては鉱害安定の時期に施行すべきだということを主張しておられるようでありまして、設置者側としては教育的な観点からいたしまして、できるだけ早急に施行すべきであるという、この時期の点において両者間に意見の相違があつて今日まで延びておるのじゃないか、かように考えております。

○井手委員 あなたのほうで考えておる費用ですね、復旧費、現地の場合はどのくらい、移転の場合はどのくらいをお考えになっておりますか。

○岩田説明員 大体現地復旧の場合が六千万、それから移転改築の場合が五千五百万、さように見積もっております。

○井手委員 移転の方が安いのに、会社はどうして現地復旧にこだわっておるのですか。現地復旧について会社側は非常に安く考えておるわけですか。

○岩田説明員 会社側といたしましては、現地復旧で大体三千八百万程度に見積もつておられまして、現地復旧の方が安い、さように考えておるようでございます。

○井手委員 こういうことです。現地で復旧する場合は、あなたのほうなり元地の斤では六千万円、ところが会社側のほうでは三千八百万円くらい、この開きが問題になる。移転した場合にあなたのほうでは五千五百万円であつて、現地復旧よりもむしろ安いということになるわけでありまして、この大なる教育の問題について、両者の話し合いができないからである、いつまでも待たねばならぬという、そういう不合理は許されません。これは話し合いが早急に進まない場合は、だれが裁定いたしますか。それを決定いたしましたか。同意を得られるまでは待たねばならぬということは許されませんか、だれが裁定をするのか、その点をお伺いいたします。これは通産省から……

○矢野説明員 炭鉱と被害者間のことにつきましては、鉱害の主管官庁といたしましては、現地の通産局がこれをまず第一にあつせんをするという形でやらせて、それから制度論としては和解の仲介という制度もございまして、いまのような事態では、現地の通産局長がこのあつせんをするということをやらせておられます。

○井手委員 通産局がそういう立場にあるのに、なぜこの大事な教育問題について半年も——もちろんあつせんはなされた、努力はされたでしょうが、なぜ解決されなかったのですか。

○矢野説明員 その経緯を私もから申し上げますと、昨年の暮れにこの問題が起きまして、予算的な措置はいくら私どもも講じております。ただ先ほど文部省から御説明申し上げましたように、当時炭鉱がその下を掘つてお

りまして、いわゆる復旧につきましては安定の問題があつたわけでありまして、したがひまして、その間につきましては、いわゆるつかえ棒をするとか、応急工事は炭鉱に負担をさせまして現在までのいできた。あるいはある学級につきましては、小学校の方に仮校舎をつくりまして吸収をするようにも努力したと聞いております。したがひまして、大体この安定期が、六月に安定するというふうにも聞いておりましたので、大体夏休みに復旧をいたしますということで指導したわけでございます。したがひまして、いまのような差額の問題、それから復旧について移転があるいは現地復旧かは、これはやはり主務官庁たる文部省のお考えが、私どもの査定をいたします場合には何といたしまして主でございまして、その方向が出来ますれば、その方向で話し合いがつかますように、八月中に夏休み中に復旧ができれば、八月に指導を進めていきたいと思ひます。

○井手委員 現地の状況はどの新聞にも載っておりますが、川の中に校舎だけが建っております。湖のような中に、流れ出した机やむかで板を舟で拾っている消防団員と書いてある。次の新聞には、学校の小使さんが寝るところがございまして、児童の机の上には夜具を持ってきてそこにやすんでおられるところが載つておるのです。そういうことがこゝしになつても何回も出ているのです。それを、通産局長は、そういう権限を持っておるのに、なぜいまだその解決をさせなかつ

【委員長退席、岡本(茂)委員長代理着席】

たか。いままでのことは私は責めませんが、ここではっきりしておいてもらいたいのは、いま鉱害課長からもしっかり、金額の点については主務官庁である文部省の査定のとおり進むべきであるというお話がありましたから、それは記憶をいたしておきます。それで文部省は、移転改築六千万円が教育上必要であるとお考えになっておりますね。バラック建てではこれはいけません、あたりまえのことです。そうしますと、それはいつごろまでに話し合いが解決し、そして工事に着手なさる決意であるか、これは局長にお伺いいたします。これはやろうと思えばできるはずですが、この不正常授業を続けると、大へんなことになりそうです。学力の低下、これはゆゆしい問題です。中学校はだめになってしましますよ。よく話し合いの上にはっきりした期日と方針を示してもらいた

い。

○中野政府委員

今の井手先生の御指摘のあった学校の被害の問題につきましては、われわれとしてもかねがね聞いておる問題でございます。一日も早く解決をみるように、現地の通産局長といたしまして指導いたしております。実はきょうも局長はその問題を兼ねまして東京にのぼっておるといううなことでございます。われわれ通産省といたしましては、夏休みが終わるまでにこの問題を解決したいというところで、一日も早くいまの、移転復旧するか現地復旧するか、金額の問題等につきまして文部省ともよく御相談申し上げまして、会社側を督促をいたしまして、夏休み後の授業に差しつかえ

ないよう措置をいたしたいという方針で問題の解決に努力をいたしておる次第でございます。

○井手委員

一日も早くという言葉だけではないですね。通産局長が見えておりますのは幸いです。文部省の方針もいま明らかになりました。そうあれこれ折衝をなさる必要もなくなりまして、ここ何日かのうちに解決をして、九月の新学期からは新しい校舎で授業をさせる、こういうことでございますね。夏休み中に解決をしますとはいけませんよ。それではだめです。はっきりしてもらいたいのは、夏休み中に工事が終わって、二学期からは新しい校舎で授業ができるかどうかです。そこをはっきりしてもらわねと、解決ということではどの解決かわかりません。ここ何日かのうちに問題を解決して、そうしていつごろまでに着工し、いつごろまでに校舎の改築をやる。移転改築は文部省の方針で明らかですか、それをいつごろまでに迷惑をかけないで済むように開校し、新しい校舎で授業をやりますということをはっきりおっしゃって下さい。それはもう、これだけ石炭対策をやり抜かれた石炭局長ですから、このぐらいの地方の問題なら簡単でしょう。ひとつやっってください。

○中野政府委員

先ほど申し上げましたように、一日も早く、この問題の解決を見まして、夏休み中に工事に着手し、新学期には授業が新しい校舎でできるやうにやりたい、そういう方向で最善の努力をするつもりでございます。

○井手委員

結論としては移転改築、これはまだ正式決定ではございませんが、主務官庁の文部省ではそれが望ま

しいということでありますから、おそらくその方向になると思いますが、移転改築の新校舎で九月からは授業ができるやうに極力努力いたします、こういうことでですね。

○中野政府委員

いま先生の御指摘の方向で努力をいたしたいと思っております。

○井手委員

それでは、この問題は打ち切ります。

次にお伺いをいたします。今度の改正案に関連して、この交付金の交付額内で鉱害の現金賠償が足りなかった場合は、どうなりますか。被害者の泣き寝入りになるのか、これは有権者、無権者別に簡単に答えをいただきたいと思ひます。

それからもう一つは、法案の中にも大体出ておるようでありますが、なお明確にしてもらいたいのは、減収賠償であるとかその他の、現金で賠償しなくてはならぬものはいまお尋ねしましたが、さらに復旧費の納付金が足りない場合はどうなるのか。それを有権者、無権者別に簡単に答えをいただきたいと思ひます。

○矢野説明員

最初にお尋ねのございました交付金のワックで、これは交付金は未払い賃金がなければ鉱害五〇でございますが、この中でそれが足りないときは有権者、無権者でどうなるかというところでございますが、有権者鉱害の場合には、当然鉱業権者は賠償責任を、たとえそれをやめましても持つておりますから、これは鉱業権者からその不足分を出してもらおう、これはまた鉱業法の原則上当然にそういうことになるわけでございます。それから無権者の場合には、それはまさに出すあれでございます。したがって

交付金のワック内で処理できないという場合には、まあいわゆる手だてではないということになるわけでございますが、ただ交付金の留保割合につきましては、原則は鉱害五〇ということではございますが、現在の臨鉱法施行令のただし書きがございまして、留保金の割合を高めることもできるようにしております。したがって、こういう運営で極力そういうことのないやうに処理をいたしたい。

それからさらに金銭賠償の問題でございますけれども、これにつきましては、有権者につきましても、これにきかぬ場合でも、これは復旧の場合強制徴収の規定もございまして、そういうことで納付金を集めていくということが法律的には可能でございます。それから無権者の場合には、もちろんこれはありませんけれども、しかし私どもとしては、そういう場合には交付金で極力金銭賠償——無権者が明らかに場合、金銭賠償を必要とする被害者いわれる復旧不可能物件ばかり持つておるような者につきましては、金銭賠償をまず優先させまして、残りのものにつきましては、無権者というやうな扱いで被害者の公平な賠償をはかるという形で進めていこう、こう考えております。

○井手委員

こういうことになりましたね。減収賠償であるとか、あるいは水利関係などの通常現金で賠償しなければならぬ問題については、有権者の場合は問題ではないが、無権者の場合は極力その被害に対する交付の割合を高める努力はするけれども、それでも足りない場合はいたし方がない。一方鉱

害復旧のものについては、まず現金賠償を優先し、そしてなお足りない鉱害復旧の納付金については無権者と同等に取り扱う、こういうことですね。そうなりますと、有権者の場合ですが、ね。有権者の場合は本社を東京都に持っております。たとえば東京に本社がある場合には、九州から炭鉱を引き揚げて、現地には何らの機関もない、あるいは何かにあつてもその権能がないといわれるやうな炭鉱になった場合に、一体それじゃ被害者は交渉はどうするのですか。東京まで莫大な費用を使って出てきて会えなかつたり、相手にされなかつたり、こういうことになることが予想されるわけですが、有権者の場合はどういうことになりますかね。無権者の場合は明らかにありますが、有権者の場合に言を左右にして話が進まない場合、どうなりますか。

○矢野説明員

ただいまのような事例につきまして、私どもとしては現在鉱業権者に、その山をしめる場合に鉱害処理体制を確立するように指導しております。はつきり申し上げますと、いわゆる鉱害処理部門を、本社統轄のものとして現地に置くというところで、私どもとしてはそういうやうにいわれる有権者鉱業権者に対しては指導しております。それに伴いまして、被害者が東京なり何なりへ来なければ話がつかないというやうなことがないように配慮をしているつもりでございます。

○井手委員

指導はなさっておると思ひますが、現実にはそれができますかね。たとえば、その当時被害が明確でなかった未発生のもの、不安定、未確定のもの、そういったものが起こったよ

うな場合とか、処理が残ったようなものの場合に、現在の炭鉱の実態から考へて、かりに一人か二人の処理機関というか、職員を置くにいたしまして、も、はたしてそれがうまくできるかどうか、その点についてはやはり何らかの、通産局の裁定で強制徴収するなり何かの方法が必要ではないですか、その方法が考えらるべきじゃないでしょうか。極端な例を申し上げますと、いま言ったように、あなたのほうの指導にもかかわらず、現地に機関を置かなかつた、東京だけにある場合に話しようがないじゃないですか。

○矢野説明員 実はおっしゃいますとおり、被害者がその話し合いの場が全然現地にないということでは、鉱害処理の対策としては非常に問題が多いわけでございます。私もその点を、強制といいますが、そういうことは非常に無理でございます。この点炭鉱のある鉱業会社は十人以上の鉱害処理機構を要するというところでやっていたら、それかまたそれ以外に、非常に少ない場合も確かに御指摘のとおりでございます。この辺は私もそのほうの現通産局からこの点、人数を増すように、そういう指導をしていくという実態もございいます。そういうことで、私もとしては極力その処理機構を確立するように、それをまた、ただことばばかりでおるのではございませんで、現通産局がそれを実質的に確保するように、常に監視をしながら進めているということで現在処理をしておるわけでございます。

○井手委員 その対策に対しては、十分なようでありますが、次に進めさせてもらいます。この合理化による鉱害の処理の状況がどうなっているか、これはひとつあとで資料として出していただきたいと思ひます。たとえば交付金による鉱害の金額が一億円であったが、実際の鉱害量は六億に達したというような場合が、かなりあると思ひます。そういう場合に、かなりの泣き寝入りがございしますが、そういったままの処理の状況をひとつ――最後にまとめた数字では話にならぬと思うのです。最初の数字は、お互いに山をかけた点もあると思ひます。通産局が見た鉱害の数字が事実だろうと思ひます。それをひとつ統計を出していただきたいと思ひます。

そこで、局長にお伺ひいたしますが、先刻鉱害課長からの説明によりまして、臨時鉱害復旧法による鉱害の処理が、千二百万トンの終閉山の処理によつて、国、地方公共団体の負担を要するものが四百十億円になるといわれておるのです。そこで調査団の答申にも、政府の政策大綱にもありますように、積極的に集中的に鉱害の処理をしなければならぬというのが私は方針であると思ひます。この四百十億円にものほるものを、その中に、地方公共団体が、大体半分にしまして二百五十億円、それを集中的に処理をしなければならぬ。おそろくこれは今日から五年以上にかかるといふわけにはまいらぬと思ひます。炭鉱がずっと続いておられますが、ずっと続いていくこともありすが、もう炭鉱がやまつてしまひますから、三年ないし五年以内には、これは集中的に鉱害

の処理をしなければならぬはずで、二百五十億円の国なり公共団体の負担を要する四百十億円の鉱害の処理を五年間でやるという方針と、これはばく大な国の負担もあるわけですが、それをどういふふうにして処理なさろうとお考えになっておられますか、その基本方針、今度合理化によるものは大体この三十八年度で大半終わるわけですが、四十二年度ぐらゐまでに全部終わるというめどでございしますか、その点をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○中野政府委員 先ほど鉱害課長が、今後発生が予想される鉱害の量全体を五百億、そのうちで鉱害復旧にかかるものが約四百億という数字を申し上げましたが、これは終閉山とかスクラップ化による鉱害の予想量でなくて、それも相当ありますが、それだけでなくて、今後残る山の鉱害というものを含めた予想の量でございします。そういうふうに御了承願ひたいと思ひます。今後鉱害処理ということが非常に問題になるということは、調査団の調査以来非常に問題になりまして、いろいろ調査を進められまして、調査団の報告にも答申が出ておるわけでありまして、そういう方針に従つてわれわれとしては問題を決していく、そういう考えから、いやそれは解決策のごく一部で、まだ足りないじゃないかというおしかりがあるかと思ひますが、今度も予算を増額いたしておられますが、先ほど申しました無資力の場合なんかの補助率を上げるとか、いろんな改善の方法も考へておられます。ただ御指摘があらましたように、今後合理化を進め、スクラップを相当やりやうといひかなければならぬので、鉱害の問題と

いうことが民生安定、国土保全という観点から非常に重要な問題になりますので、今後これをどういふふうにして合理的に処理していったらいいかということにつきましては、今後さらに研究を進めたいというふうにお考えしております。

○井手委員 一般的な抽象的なことはわかつておりますからよろしくございします。その四百十億円にものほる鉱害処理、これはあなたのお話のように、従来やつてきたものも含めてよろしくございします。しかし含めても、それはひとつとあと回しにしたいといふわけにはまいりませんし、当然やらなければならぬ問題です。しかし、その大部分は、普通であれば一ぺんに鉱害処理をしなくてもいいのに、終閉山のために集中的にやらなければならぬ事態になつてまいりましたから、積極的に集中的に鉱害を処理しようとするなら、大体の方針を持たなければならぬと思ひます。あなたのほうでは大体三年ないし五年程度が必要であるとお考えになつておるうちに私は承つておりますが、この四百十億円の鉱害復旧――大臣、今後千二百万トンの終閉山による鉱害復旧量を従来の鉱害復旧に加えた金額が四百十億円といわれておる。これは政府の説明にあつたとお

りです。これを集中的に積極的に処理しなければならぬというのが政府の方針です。そのためにきょうは大蔵省にも来てもらつております。これを十年も幾らもかかるような処理方針ではないけません。重なるた鉱害を一年でやれとは無理ですけれども、四十二年度ぐらゐまでに全部処理するという方向が私は必要ではないかと考えるのであり

ます。そういうお考えがあるかどうか。三十八年度で終閉山の終閉山は大半済むわけですから、四十二年です、もう五年で済みますかと聞かれます。○福田田務大臣 お説のように、鉱害復旧はあらゆる意味において、産炭地振興という面から見ても非常に大事だと私は思つております。いまのお説のごとくだと、予算措置がついていない、予算措置をこれからするとすれば、三十九、四十、四十一、四十二の四年しかありません。あるいは四年で無理かもしれないませんが、考え方としてはそういう方向で解決するように努力したいと思ひます。

○井手委員 四年では無理かもしれないが、四、五年のうちに解決するように努力する、通産大臣らしい答弁です。そういうふうによつてもらひたい。ちよつと大蔵省にお伺ひいたしますが、いままでの質疑応答でお聞きのように、従来の鉱害復旧の方向に、千二百万トンの政府の合理化政策による終閉山に伴う鉱害復旧量を加えると、臨時鉱害復旧法によるものが四百十億円だといふ説明がございました。これはまだ精細な数字ではございませんが、大体大まかに四百十億円をこえるというのであります。政府の対策大綱並びに調査団の答申によりまして、積極的にやらねばならぬということが打ち出されておりますから、いま田務大臣が、四、五年のうちに解決するように努力したいという言明がございしました。大蔵省は、もちろんこれは国策でございしますから、積極的に御協力なさる御方針であると思ひますが、念のため大蔵省の御方針を承つておきた

ます。そういうお考えがあるかどうか。三十八年度で終閉山の終閉山は大半済むわけですから、四十二年です、もう五年で済みますかと聞かれます。○福田田務大臣 お説のように、鉱害復旧はあらゆる意味において、産炭地振興という面から見ても非常に大事だと私は思つております。いまのお説のごとくだと、予算措置がついていない、予算措置をこれからするとすれば、三十九、四十、四十一、四十二の四年しかありません。あるいは四年で無理かもしれないませんが、考え方としてはそういう方向で解決するように努力したいと思ひます。

ます。そういうお考えがあるかどうか。三十八年度で終閉山の終閉山は大半済むわけですから、四十二年です、もう五年で済みますかと聞かれます。○福田田務大臣 お説のように、鉱害復旧はあらゆる意味において、産炭地振興という面から見ても非常に大事だと私は思つております。いまのお説のごとくだと、予算措置がついていない、予算措置をこれからするとすれば、三十九、四十、四十一、四十二の四年しかありません。あるいは四年で無理かもしれないませんが、考え方としてはそういう方向で解決するように努力したいと思ひます。

○井手委員 四年では無理かもしれないが、四、五年のうちに解決するように努力する、通産大臣らしい答弁です。そういうふうによつてもらひたい。ちよつと大蔵省にお伺ひいたしますが、いままでの質疑応答でお聞きのように、従来の鉱害復旧の方向に、千二百万トンの政府の合理化政策による終閉山に伴う鉱害復旧量を加えると、臨時鉱害復旧法によるものが四百十億円だといふ説明がございました。これはまだ精細な数字ではございませんが、大体大まかに四百十億円をこえるというのであります。政府の対策大綱並びに調査団の答申によりまして、積極的にやらねばならぬということが打ち出されておりますから、いま田務大臣が、四、五年のうちに解決するように努力したいという言明がございしました。大蔵省は、もちろんこれは国策でございしますから、積極的に御協力なさる御方針であると思ひますが、念のため大蔵省の御方針を承つておきた

ます。そういうお考えがあるかどうか。三十八年度で終閉山の終閉山は大半済むわけですから、四十二年です、もう五年で済みますかと聞かれます。○福田田務大臣 お説のように、鉱害復旧はあらゆる意味において、産炭地振興という面から見ても非常に大事だと私は思つております。いまのお説のごとくだと、予算措置がついていない、予算措置をこれからするとすれば、三十九、四十、四十一、四十二の四年しかありません。あるいは四年で無理かもしれないませんが、考え方としてはそういう方向で解決するように努力したいと思ひます。

いと思います。

○田代説明員 たいだいま井手さんからいろいろお話がございました。先ほど鉱害課長から五百億とか四百十億とかいう数字がございましたが、私は知りませんので、そういうことはなしにいたしまして、とにかくスクラップが進むと当然早急に処理しなければならぬ鉱害がふえるじゃないかということ、一つ問題があると思うのです。と申しますのは、スクラップが進みますと、当然その会社がなくなるから、早く鉱害を処理しなければいかぬという要求があると思います。しかし同時に鉱害という現象が物理的なものでございまして、幾らスクラップという過程が進みましても、同時に安定しなければ復旧工事にかかれないという問題もございします。したがって、そういう問題を彼此勘案いたしますとどういう姿に相なるか、その姿を一回見ないことには、また同時に金額がどういふことであるかということも考えなければならぬと思うのです。そういふことを彼此勘案いたしましたところ、たゞこれを問題だと思ひます。ただここに申し上げたいことは、やはり終閉山という問題になりますと、勢いどうし、ましては鉱害の処理を過去のスピードより上げなければいかぬということ、これは考へられると思ひます。そういう点は十分勘案いたしまして今後処理いたしたい、かように考へております。

○井手委員 田代さん、安定の時期というものは、これは大体わかっていることと思ひます。もう千二百万トンのうちに、この現在の時点でもおそろく七百万トンくらいはもう撤収しているのですよ。この間きまっただけのあの審議会の五百何十万トンの大半はもう掘っております。だから、もうこの秋ごろには安定することになるわけですね。だからその安定については、非常に御心配なさっておりますが、それはあまり要らぬと思ひます。そうなりまして、こういうことにあるのです。鉱害復旧の時期を延ばしますと、その間の減収補償を毎年ふやさないではならぬことになるわけですから、これはなかなか鉱害補償がむずかしくなつて参ります。だから一日も早くこれを処理することが、私は国土保全の立場から必要であると思ひます。そういう全体的な国民経済、国家財政の立場から考へて、私は、この答申にもありますように、数字は五万年とは書いてありますが、やはり、合理化が五万年計画であるならば、一年ぐらゐずれた五万年で処理することが私は必要ではないかと考へるのですが、もう一回、誠意のある前向きな御答弁をいただきたいと思ひます。

○田代説明員 重ねて御質問を受けたいのですが、確かに先生のおっしゃる点もあるかと思ひます。前向きの返事をしろということでございますが、先ほどの私の答弁も、今までの主計官に比べましたら、はるかに前向きの答弁だと思ひますので、その点は十分御了承願ひたいと思ひます。気持ち十分おわかりだと思ひますが、私もそういう考へでやりたいという気持ちでございます。

○井手委員 私は、福田國務大臣の言明を信頼いたします。次にお伺ひしたいのは、特に有権者の鉱害の場合ですが、鉱業法なりいろいろな法律からみますと、加害者と被害者の同意を前提とした復旧の方式になつておりました、おれのは金は都合がつかぬからとかいういろいろな理由で延ばされるに困るのです。先刻も申しましたあの村島の鉱害のようなことになつてまいりますが、この合理化による終閉山の場合には、有権者の場合、必ずしも会社側の同意を得なくてもやれるような方法はないのですか。同意を得なくてはできぬということになりますと、いつまでも鉱害問題は処理できないことになつてまいります。これは非常に不幸だと思ひますが、それをもつと通産局の認定あるいは裁定でやれるようなくふはないのか。これは本来は鉱害問題の根本問題に關することでございますけれども、終閉山というこの合理化の問題として、ひとつ特別の対策として石炭局の態度をお示しいただきたいと思ひます。

○矢野説明員 鉱害復旧の場合は同意の原則がございしますけれども、もちろんその必要に応じまして、同意がない場合には、そういう理由を書いて基本計画を提出するということは、復旧事業団としてはできるわけですが、しかしそれは現実には納付金が入らなければできないわけでございますから、実体的には同意がなければならぬということになるわけでございます。

したがって先生のような御質問に對しまして、私もどしどしは、いま御審議いただいております賠償金という制度をつくりまして、この制度を通じて融資措置によつてこの納付金が調達できるようにすること、今後これを融資の対象といひますか、融資をするということに納付金を出してもらつて、それで復旧をするという形に進めたいというので、今度の法案も提出した次第でございます。こういうことでございします。

○井手委員 この問題は實際問題として非常に重要でございますし、ほかの委員の方からも質問があらうかと思ひます。その点は非常に困つておりますから、あとの質問者のためにもひとつ十分研究をしておいてもらいたい。鉱害復旧で一番問題なのは、この会社側の同意という問題で、現実はどうにも始末におえないのです。これが資本主義法律の一番の欠陥なんです。

そこでちよつとわきの問題になりまして、この終閉山する場合に、私のほうでどういふ例がありました。これは明治の立山の問題ですが、わざわざ鉱害の面で期間というものを、行為というものを定められておられるのに、立山鉱業所においては、もうおれの炭鉱はなくなつてしまつて、あとはどうにもならぬぞと、いわばおどしの態度をもつて打ち切り補償をして回つたという事例があるものであります。もし部落の中で三分の一でも、あるいは半数でもそれに応じたということになりますと、今後の農地の復旧に非常に障害になると思ひます。これは農林省が困ると思ひます。やろうと思つてもできない場合が出てくるのです。そういうように、目の前に被害者の権利が確保されておられるのに、会社がなくなるからもうもらえぬぞというおどしの態度をもつて打ち切り補償をされることが有効であるかどうか。これははつきりしておいてもらわぬと、たぐさんの事例が出てまいります。最初に、これは明治ですからあつた始末ができないというわけではないうでしようけれども、これが零細炭鉱になつてまいりますと、これがあつてどうにもならぬ事態になつてまいりますから、この点はひとつはつきりしておいてもらいたい。そういうふうになつてちゃんと石炭鉱業合理化対策として被害者の権利を留保されておられるのに、目の前でそういうことをされることはけしからぬことだと思ひます。これに對するひとつはつきりした態度、そういうものはたとえやられても無効である、こういうようなことで臨んでもらいたいと思ひます。

○中野政府委員 終閉山に伴ひまして、鉱害の被害者が不当に、いま御指摘のあつたように、権利を侵害されることのないように、われわれとしては十分なる指導を今後やりたいというふうに考へております。いま御指摘のありました明治の立山でございしますが、具体的な事例につきましては、なお調査いたしまして不当なことはないようにいたしたいと思ひます。

○井手委員 いや、それぢやちよつと引込みがつかせせんね。そういうことのないように行政指導をやりますというだけでは困りますよ。現にやつて行つてしまつて、行く先不明のような状態になつてしまつたらどうしますか。たとえば鉱害復旧に反当十萬円かかる被害者が、おそろく炭鉱は、炭鉱負担分の三萬五千円以上は出すはずは理屈としても常識としてもないはずですよ。それを三萬円程度に打ち切り補償をして書きつけを取つて、よそに行つてしまつたら、あとはどうなりますか。幾ら行政指導をなさるとおつ

よ。交付金よりも鉅害量が多い炭鉱が
たくさんあります。いずれにしても、
満足に鉅害処理ができるものじゃござ
いませんよ。満足にできない鉅害処
理、その中で給水施設をどうしよう
というところが、簡単にできますか。き
う帰ったら十分協議で研究して下さい。

さらにこの機会に伺いたいのは、
この水道の問題で国の補助金が非
常に少ないのです。これは厚生省なん
かは従来環境衛生の立場から、改良工
事的なお考えを持っておられたと思
う。炭鉱の被害を受けた附近の住民に
とって、飲料水が枯渇した、井戸の水
が枯渇した、河川水が使えない、灌漑
水がなくなった、これはこのくらい困
ることはございせん。不幸なことは
ございせんよ。まず一番大事な飲料
水の確保について、従来の鉅害復旧の
負担は国の補助が二五％、炭鉱が七五
％である。この炭鉱の負担が七五％で
あるところに炭鉱が水道施設に非常に
決った一番の原因があると思う。これ
はなるほど炭鉱が加害者ですから当然
すべきではありますけれども、現実問
題としてはできないのです。しかも無
資力の場合には何のゆかりもない市町村
が、炭鉱の掘進事業については何も発
言権がない市町村が二七・五％負担し
なくてはならぬ。これは大きな負担で
すよ。この国の補助を引き上げなくて
は、この水道問題は解決できないと私
は思う。理屈ばかりじゃない。今度の
場合は、先刻も申し上げたように、無
資力の場合には、通常の場合よりも国の
補助率も若干上がっておるけれども、
地方の負担はうんと上がっておる。そ
の不合理は、私お尋ねいたしましたけ

れども、こういう鉅害ですから、住民
は何の關係もないのですよ。先祖伝来
きれいな水を使っておった住民が、汚
濁水を使わなくなつたらぬ、あるいは
は、なくなつてしまふ、そういう不便
をかこつておる住民の立場から考えま
すと、国がもっと補助率を高めるべき
じゃないか。そういう意味で、この補
助率を高められる御用意があるかどう
か。この点は厚生省、通産省、大蔵省
三省から御見解を伺いたいと思いま
す。

○中野政府委員 水道の補助率の問題
につきましては、国の補助率は四分の
一ということになっておりまして、ほ
かの公共施設なり農地なりの鉅害復旧
の補助率と比べると低くなつておるこ
とは事実でございます。

この問題をどうしたらいいかという
ことは、通産省としても従来から研究
をいたしておりますが、これは直接に
は厚生省の所管になっておりますので
、厚生省ともよく相談をいたしまして
今後十分にこれを研究いたしたいとい
うふうに考えております。

○井手委員 何の研究です。引き上げ
の研究か。

○中野政府委員 研究ということとは、
下げる研究ではございせん。当然そ
ういうことになるというふうに御了解
願いたいと思ひます。

○五十嵐政府委員 水道の問題に関し
ましては、先ほど来いろいろその処理
につきまして、また費用の問題につ
きまして、具体的に御指摘になりま
して御質問があったのでございます。
私も厚生省といたしまして、鉅害
あるいは終閉山に伴う水道の移管ある
いはその運営については、その地区の

住民の生命にも関する問題でございま
すので、遺憾のないように措置をいた
してまいりたいという気持は、全く先
生の御指摘のとおりでございます。鉅
害の場合の補助率につきましては、先
ほど通産省の課長からも説明のあつた
とおりでございまして、終閉山に伴い
ます水道の問題につきましては、私ど
もは水道事業の公共的な性格から見
まして、市町村に移譲して市町村で適切
なる運営をするということが望ましい
と考えておるわけでございまして。昨年
十二月までに整理をいたしました終閉
山の三十一カ所につきましても、四分
の一の国庫補助、残りの整備に必要な
経費につきましては、自治省とも相談
しまして、起債でもってこれをまかな
う、なお維持運営に關しまして赤字が
出た場合は、これについては特別交付
税でもってこれを将来見てもらうよう
にする、こういうようなことも含めま
して財源措置を講じておるわけでござ
います。この四分の一の補助、これ
が鉅害の場合もあるいは終閉山の場合
も、一般簡易水道の補助率と同一であ
りまして、これが低いではないかとい
う御指摘であらうと存じます。上水道
につきましては現在起債でやっております
まして、五千人以下の簡易水道に四分
の一の補助を出しておるわけでござい
まして、こういった他の水道事業との
関連の問題もあるわけでございまして
が、鉅害あるいは終閉山というような
特殊の事情に基づく問題でもございま
す。先ほど中野局長からも答弁がござ
いましたように、これを私どもの立場
から見まして、どうすれば一番住民に
衛生的な水を十分に補給できるかとい
う方向で、この財源の措置につきまし

ても十分研究させていただきます、こ
ういうふうに考えます。

〔岡本(茂)委員長代理退席、始閣委
員長代理着席〕

○井手委員 鉅害の場合は、一般の水
道と全然性格を異にしております。一
般の上水道の場合は、これは環境衛生
の改良面ですから、それは従来の補助
率が私は低いと思ひますけれども、特
にいま申し上げねばならぬ問題ではな
いと思う。しかし鉅害の場合は、本人
の關係ではないんですよ。炭鉱のため
に水が出なくなつて、水道を引かねば
ならなくなつた事情でございます。か
ら、住民はそれのために水道料金を払
う必要もなければ、あるいは施設費に金
を出す必要もないはずですよ。改良じ
やございせん。住民としては、井戸
があれば井戸でいいんですよ。この補
助率がほかの農地なりあるいは公共施
設に比べて非常に低い、これはもう一
般に言われておるところであります。

し、各方面からの非常に強い要望であ
ります。大蔵省はこのほかの農地そ
の他の国庫補助の補助率の均衡から見
ても、実態から見ても、こういう鉅害
の水道に対する補助率をもっとお引き
上げになる御用意があらうになるかど
うか。これは厚生省からも通産省から
もぜひよく相談がすでにされておると
思ひます。今後もあると思ひます
が、その点に対する主計局のお考えを
承っておきたいと思ひます。

○田代説明員 ただいま井手さんか
ら、鉅害復旧の場合のはかの補助率に
比べて、上水道の場合非常に低い、そ
ういった不均衡もあるから、この際通
産省とか厚生省が検討したいといつて
おるが、それに合わせて一緒に検討し

たらいいじゃないかというお話だと思
ひます。一つの問題は上水道が非常に
低いということですが、これは臨鉅法
ができました段階において、農地とか
上水道、下水道、その他の公共事業と
か、いろいろなものバランスを考え
たときに、それぞれ沿革がある問題で
あります。たしか私の記憶しておいま
すところによりまして、農地の場合で
すと、その当時における土地改良事業
とか国の補助率、あるいはまた同時に
県の負担もございまして、そういうた
ことを勘案して補助しておるわけで
ございまして。それから下水道の問題も同
じようなことでありまして、当時の補
助率を中心として考えております。そ
ういったことで見ますと、私がつらつ
ら当時の文書をひもといてみたいた
しますと、いま私の考えとしまして
は、バランスはとれておるといふやう
に考えております。そういうわけ
で、今突然先生に御指摘をいたして、
これは直せとおっしゃいます。いま
私の私、過去のいきさつその他から
考えますと、これをいじるといふこと
は非常にむづかしい問題があるのでは
ないかという気がいたします。なお先ほど
から、通産省の石炭局長並びに厚生省
の環境衛生局長、せつかくの御答弁で
ございまして、もちろん私も、研究は
いたします、いたしますが、そ
ういった事情もございまして、非常
にむづかしい問題じゃないかといふこ
とを率直に申し上げます。

○井手委員 田代さんは石炭問題は非
常に詳しいのですが、水道問題につ
いてはどうも実情を御理解願つていな
い關係が知りませんが、ぜひよく聞き
がらうと思ひます。沿革はあるでしょ

しかし出発のときには、この水道の問題がさほど社会的な重要性を帯びていなかった。この補助率をきめるときには、農地などに比較して緊急性が薄かったと私は思うのです。しかし時日の経過とともに、飲料水などの給水施設の重要性が、だんだん鉾害の拡大とともにふえてまいりました。深刻になってまいりました。特に今回は国策によって一挙に整備しようとするときに、従来であれば炭鉱がずっと負担してまいりましたから、特別の支障はないというところになりますと、今度は住民が水道料を負担するという事態になる、市町村が費用を負担するという事態になってまいりますと、従来とは変わってくるわけです。これは政治的にも社会的にも私は性格が違ってくると思う。出発のときにはこれは公共的に改良的な意味を含むじゃないかという意思があったことは、私も知っております。しかし鉾害のために水が使えない、そのために水道を引かねばならぬということとは、本人の意思ではございません。本人は従来きれいな川の水を使用できたであろうし、澄んだ井戸の水を使用した方がよかったかもしれせん。しかし今度は市町村に移管されて負担しなければならぬ事態になってまいりますと、性格が変わってまいりました。私が被害者であるなら、昔のとおり井戸の水がいいと私は主張します。何も鉄管の水道の水をとらなければならぬ理由はないです。それが国策によってそうきまったものなら、少なくとも農地程度の補助率が必要ではないか。日常の生活から申しますと、もっと端的ですよ。朝晩、水は必

要ですよ。その必要な水を自分の責任じゃなくて、鉾害のために金を出さなければならぬ理由が、どこにございませうか。鉾害の被害者が水道料を負担しなければならぬ理由が、どこにございませうか。井戸を掘ったただであまりすよ。川の水はただで使えますよ。それを水道料を負担しなければならぬ、あるいは維持管理費を市町村が負担しなければならぬ、これは理由がないことなんです。そうであるなら、もっと引き上げなくちゃならぬのじゃございませうか。これは全額とはいわないまでも、このわずかに二割五分のために、炭鉱が、今日水道の施設を非常に決っておる、今日の終閉山による処理もなかなかできかねておるということであるならば、これは原局である厚生省や通産省のそういう要望に対しては、十分研究なさる必要が私はあると思うのですよ。どうですか。

○田代説明員 私の答弁が非常にお気に召さなかったようで、大へんおしかりでございますが、こういった何と申しますか、公共事業あるいはまた農業の問題の補助率という問題につきましても、これは非常に沿革的な問題もいろいろございします。同時にやはり、鉾害復旧というものの考え方ですね。鉾害復旧にいたっては、本来ならば、鉾害法にいたっては鉾害権者がするのあたりまえというのが基本原則だと思っておりますが、それにまかしておいては十分でない、国土の有効利用とか民生の安定という立場からいってできないということで、国が関与するという立場でございます。そういった意味において、普通国が何かある施策をやるという場合とちよつと違う、ある

いはまた、災害が起こつて災害復旧をやるという場合とちよつと違うと思ふんです。その辺でやはり一つものの考え方があつて思ふんです。同時に、さきからいろいろ申し上げておりますように、ほかのいろいろ施設の補助率の体系とか何かとの関連もございまして、彼此勘案して一応よるべきものを考えたということじゃないかと思ふんです。同時に、先ほど井手先生からいろいろお話がありましたように、最近水道に対してもの考え方が非常に違つておるという問題もございまして、研究すべきじゃないか、こう考えます。私は何も研究するのはいやだといふことを申し上げたのではないのでありまして、研究はいたしますが、そういったことでできているのだから、むずかしい問題だということを先生に申し上げたのでありますから、その点誤解のないようにひとつお願いいたします。

○滝井委員 関連して、田代君はきょう突然この問題が出てきた、突然きょう言われてもできないとおっしゃるが、これはきょう突然じゃないです。もう去年からこの水道の問題は、何回私がここでやるかわからないのです。それから五十嵐さんの答弁も、私はきわめて不満足です。四分の一の国庫補助を鉾害法は昔からやっておるのだから、きょうこのごろ始まったものじゃない。鉾害法は水道は昔から四分の一です。それは一般の水道は起債だけですよ。しかし鉾害法は四分の一もついでにおるのです。そしてあつては起債でやるということは何回も自治省も言つておるし、きょう初めてあなたが

言うわけじゃない。そしてそれでも足らぬところは交付税で見ますということ、自治大臣もみな言つておる。そして四分の一ではだめだから何とかしなければいかぬのだというて、厚生大臣に言つたら厚生大臣は、これは研究しますがもうちよつと待ってください、こういうことだった。電話をしてみたところが、そういう水道については今度は予備費で四分の一を上回る三分の二くらい見たいのだということをやつておつたんです。あなたのほうの事務当局は、きょうになつてみたらやはりまだ昔どおりのことを言つて、いまから研究します、こんなことで

は——もう山はもうみな終わつてしまつておるんですよ。筑豊に行つてごらん下さい。もうわれわれのところは山はありやしない。山はないのだ。なきて、あるのは何かといつたら、どう水を飲ましておる。それでやみの水道がある。なぜ一体やみの水道ができるか。鉾害権者がこれがやりきれない、やらない、だからだれがやっておるかといふと、市や町がみな水を配つておるんですよ。金を出して配つておる。井戸を掘つたて金けの水しか出ない。これはコレラと同じように、赤痢なんかの伝染病がはやつたらだれの責任です。みな厚生省の責任になつてしまふ。伝染病になつたら莫大な金が必要でしよう。それなら初めから水道をつくるときに、思い切つて無資力と同じ取り扱ひをしたらいい。六二・五なんです。これは炭鉱がつぶれたら、私はいずれあしたやりますが、無資力と同じですよ。それを田代君の言うように、歴史があり伝統があると云うが、もう歴史も伝統もない。山がな

くなつてしまつたら、そこにはもうペンペン草しかない。ペンペン草が歴史と伝統をあらわしておるだけなのです。そういう旧来の陋習、ものの考え方は、もはや筑豊炭田の水の問題はどうにもならないところまできておるのです。田代さん知つておるでしょう。あなたも現地を見ておるはずですよ。そうすると、旧来の行き方を破つて相当やらなければならぬ。いまから山を開闢するのならば、それだけの資本を持つてきてやるのだから、それは二割五分の水道の建設費でけつこうです。ところが、これから山を閉じてしまつておるその炭鉱に向かつて、七割五分はおまのその負担だ、二割五分しか国は持たぬからと言つたら、炭鉱は絶対にやらぬ。なぜなら、水が復活するのです。これはもう坑道に水をためれば、水は出てくる。しかし、それは前のきれいな水ではない。金けくさいどろ水だ。しかし炭鉱は、水が復活したのだからその水を飲んでくださいといつて逃げてしまふ。そして保健所が来て、これはちよつとマシガンが多いけれども、飲めぬことはない、こつて認めたなら、もう絶対に炭鉱はやらぬ。それは大手の三井、三菱だつてみなそうです。みな逃げてしまふ。そうすると、ばかを見るのはだれかといふと、住民です。金けくさい水をみながまんして飲むのです。こういう実態ですよ。だからこそ何回も、研究してください、こういうことなのです。しかもこれは、何百億という金が必要ではないのです。やみ水道、こつて新しい閉山地区の水道といつたら、これはもう筑豊か長崎か佐賀か常磐か山口か北海道の一部

ならぬというのが、筑豊に行ったらたくさんある。それを平気でみんな飲んでおるのです。保健所も知らぬふりして目をつぶっておる。こういう実態ですから、もう少しふんどしを締めかえて、速急にきょう帰ったら大蔵省と通産省とあなたの方と相談して、やはり水道のほうは三分の二はやるというように、予備費があるのですから、してもらいたい。おまわりさんを東京都と大阪でふやした。何のおまわりさんをふやしたかという、交通のおまわりさんをふやした。予備費で出した。三十七年度の決算を見てごらん下さい、予備費で出しておる。こういうおまわりさんをふやすのに予備費で出すのですから、人間の命にかかわる水道に予備費が出ないはずはない。二千人の警官を増員するのに予備費をお使いになつておる。警視庁は千四百人、大阪の警視庁は六百人の交通警察職員のために予備費を出しておる。だから水道が出ないはずはないです。それならできるでしょう。あすまでにひとつの問題は……。

○五十嵐政府委員　衛生的な水を供給しなければならぬという点は、まさにそのとおりでございます、私どもも十分その点は承知し、またそれを促進したいと考えております。

ただいまの、係官が参りましてどういふ話をしたかということは、それがうそとかあるいはほんとうであつたかということとは離れまして、この地区の住民に適切に衛生的な水を供給するといふ方向で、どういふ裏づけをすればいいかということ、私どもは先生の御指摘の点を尊重いたしまして、大蔵省とも通産省とも十分検討して、

前向きで解決するように努力いたしてまいりたい、かように存じますから、御了承願いたいと思います。

○井手委員 環境衛生局長さん、あなたが衛生的、衛生的と言うから、大蔵省から渋い顔をされるのです。鉱害復旧ですよ。衛生的と言うから、改善とか改良工事だということで甘く見られるのです。鉱害ですよ。住民には何も責任はないのですよ。炭鉱のために、水道をしいてもらわなければならぬような事態になっておるのですよ。今度は合理化法によって閉山をする、閉山をしたために、自分の責任でない飲料水を使うために、自分たちが使用料を出したり負担をしなければならぬ、そんなばかげた話はありませんよ。そこをばきりあなたは頭に置いてもらいたいです。これは通産省もそうです。衛生的なために水道をつくるんだという意味じゃないのですよ。鉱害ですよ。住民には関係ないのです。これは滝井さんからもお話があったように重大な問題で、きょうあすで解決は私どもはしたく思いません。いずれ関係大臣全部出てもらって、この点は明確にしておきたいと思うのです。

次には、もう時間も経過いたしましたから、簡単に個条的にお伺いいたしますので、答弁も簡単でけっこうです。

この改正案によりまする農地の反当復旧の制限は、幾らに上げますか。

○大河原説明員 三十五万円でございます。

○井手委員 鉱害による、山なんかの地すべりがありますね。そういう場合は防災工事を施さなければならぬと思

います。これはこの改正案で防災工事ができることになりませんか、どうですか。

○矢野説明員 先生おっしゃいました点でございますが、いわゆる復旧工事に伴いまして、たとえば河川のしゅんせつとかが必要となるわけでございまして、今後そういうことの起こらないように、いわゆる予防工事という形で、さくを設けたり、そういうことで取り扱うということになっております。

○井手委員 無資力やあるいは所在の不明のもので、交付金交付の時期には鉱害が発生していなかった、予想できなかったものが、後日になって、一年先か何年先かになって鉱害が発生した、そういう場合にはその復旧工事はどうなりますか。

○矢野説明員 そういう場合には、会社自身解散でございまして、そういったような事態であると思ひますが、そのときには今度の法律改正によりまして、臨鉱法によりまする鉱害の復旧を無資力同様に行なうというように考えております。

○井手委員 そういう場合に、鉱害による地すべりのために住家にたいへんな被害を及ぼした、その損害はだれが補償してくれませんか。

○矢野説明員 その点二つございまして、いわゆる地盤復旧を伴うようなことでありますならば、臨鉱法の対象になるわけでございまして、ただ、全くそういう地盤復旧というものが全然手につかないというようなものでございまして、この点は家屋自体の問題になります。いわゆる補助というものはございせん、住宅公庫の一般災害と

同じように、融資あつせんということではないです。ただ、先生がおっしゃいましたように、ボクくずれでうちがくずれたということになれば、当然に地盤復旧工事をせざるを得なくなりま

す。当然に復旧工事ということになってくるかと思ひます。

○井手委員 たとえば農地が決壊したとか、家が埋没したという損害は、だれが補償しますかというわけです。

○矢野説明員 農地につきましても、家屋につきましても、ただいまのように、埋没をいたしまして、その地盤自身をもとに戻さなければいかぬ、そうなりますと、これは復旧工事をすると

いうことになっております。

○井手委員 復旧工事はできましても、損害を受けた場合にはどうなりま

すか。家財その他について損害を受けた場合には、だれが補償しますか。

○矢野説明員 この点は一般災害におきましても、いわゆる国の補助という形は出ておりませんし、特に家財というものは私有財産ということでございます。そういうものは補償するようになると、国から特にそれを補償するよう形の手段はないと思ひます。結局いろいろそういうものをととのえるための融資にあつせんというようになると考えま

す。

○井手委員 それから暫定補償、これは農林省関係でしょう。暫定補償は鉱害復旧のときから熟田になるまでの暫定補償、この場合はだれが負担する

ことになりませんか。交付金から出さないような場合、あるいは国が補助をしますか、復旧事業団が負担いたしますか、この点を明確にしてください。

○井手委員 復旧事業団に対する補助の引き上げによってまかない切れな

ことが非常に多いと思ひます。また、その程度ではこの大事な補償問題が解決されない場合が多いと思ひます。やはり法制化するべきだと考えま

す。暫定補償は復旧事業団に対する補助の引き上げで安全にまかない得るとお考えですか、これを法制化するお考えはございせんか。

○矢野説明員 今度お願いしております臨時鉱害復旧法によりまして、暫定補償とかかんがい排水施設の維持管理費、これを出し得るよう改正をいたしまして、その意味で法的措置ではつきまづけております。ただその額に

つきましては、率が政令によりまして、予算措置になってまいりますから、その点は問題があるかと思ひます

が、これは私どもがいま想定して

おります。今年度予算におきましては、その中で十分まかなえるという態勢になっております。

でございます。農林省方面とも相談をいたしまして、調査設計費を補助復旧費としていわゆる補助対象にするということと措置をしていきたいというふうに考えております。

○井手委員 あとでいろいろ御質問もあるかと思いますが、なお、重大問題ですからお聞きしたいのは、かんがい排水の施設に対する維持管理ですね、これはどういふふうにお考えですか。維持管理はいままで炭鉱が不十分なながらも負担しておった。それを今度は被害者、農民が負担しなくちゃならぬことになってくる場合があります。その場合に維持管理費として十年程度を交付金の中からとるのが妥当であるかどうか。そういうものについて今度の改正案からんで当局側の方針を承っておきたいと思ひます。いろいろなポンプを含めたかんがい排水施設の維持管理費についてお伺いします。

○矢野説明員 かんがい排水施設につきましては、二つ考えられます。一つは臨鉱法によりますかんがい排水施設、特別鉱害復旧臨時措置法による復旧に必要な施設があります。これは大體臨鉱法施行以来三年くらいといふ記憶しておりますが、これにつきましまして法律の上で、炭鉱から納付金をとりまして、いわゆる維持管理基金的な納付金をとりまして、これによってその基金を農民団体あるいは市町村に移しまして、維持管理していく。それがどういふふうな場合には、とりあえずは復旧事業団が管理するということになっております。現実には復旧事業団がいま管理しておりますのは一つでございます。ほかの一つは市町村に移しておるといふ実態でございます。む

しろ市町村なり農民団体のほうの、実際に農地に精通している人のほうに渡すという方法でございます。

それから特別鉱害復旧臨時措置法によりまして、特設ポンプというのがございます。これにつきましては、今度の予算で閉山対策の前向き行政ということで大蔵省のほうから、いわゆる終閉山する維持管理の困難なものにつきましては、維持管理経費を無資力鉱害の例にならしまして国庫補助をするということでございます。なお、その場合にはこの管理の主体は、現在はその関係市町村ということと、市町村に交付するという形で考えております。現状はそういう考え方でございます。

なおそれ以外のいろいろ炭鉱自身がいわゆる相対賠償というところで負担したいという考え方がありますが、炭鉱をやめれば、当然炭鉱の維持管理の経費を考えると、大體二十年くらいが耐用だったと思ひますが、そういったことを考えたかどうかと思ひますが、これは実は私も具体的にどの地点をどういふことは完全に把握しておりませんし、たてまえは炭鉱がその維持管理に必要な経費を鉱害補償という形でやめるときに出すべきだろうというふうに考えております。

○井手委員 その無資力の場合の維持管理についていまいし明確にしてもらいたいと思ひますが、無資力の場合の維持管理は、臨鉱法によるものはどういふふうな負担するのですか。

それから、相対でやったかんがい排水施設の維持管理はどうなりますか。

○矢野説明員 臨鉱法になりますのは、今度法律改正をお願いしておりますので、先ほど御説明いたしましたよう

に、事業団への事務経費の中から出すということになります。これは年間の維持管理経費として見る。

それから相対のものでございますが、これにつきましては、特に法律的と申しますか、ございせん。ただ考え方といたしましては、交付金の鉱害留保金というものから見ていくべきものだろうと考えられます。具体的に私どもとしては、どの問題が件数としてどのくらいあるかということについてはまだ調査を進めておりませんので、考え方を申し上げました。

○井手委員 相対のものが非常に多うございしますが、その場合に維持管理費は閉山の場合にはどのくらいの年限で賠償するのが妥当であるか。たとえば、今お話しになったように二十年なんですか、どのくらいですか。

○矢野説明員 これは今のところ、先ほど局長から、水道につきまして維持管理の賠償限度額としては三年ないし五年ということと、各通産局の賠償基準というものがございまして、通産局長がその地区で出しております。水道についてはいま広島で出しておりますが、そういう基準がございまして、農地についてのポンプについては、まだそういった基準が出ておりません。したがって、それは今後検討すべき問題だと思ひますが、ただいま二十年と申しましたのは、私どもがいわゆる特設ポンプを基金で管理する、維持管理費を資本還元するということになりましたと、二十年という一つのベースをとったということでございます。現実的な賠償限度額という点でどうなるかということは、私ども今後現地通産局あたりの調査を待って検討したいと考

えております。

○井手委員 これで質問を終わりたいと思ひますが、いままでの当局の説明によりまして、国策によってスクラップする、閉山をさせる、千二百万トン短期間に閉山させるといふ、この石炭合理化に対しての鉱害処理がきわめて不十分であることがわかりました。なお当局においても、この鉱害は住民の責任ではない、これは炭鉱ないし国策によるものだといふ立場から、十分検討されますように特に希望いたします。本日はこの程度で質問を終わります。

○始関委員長代理 次会は明十七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

